

Ⅲ－５－３ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：河川景観保全地域 中津川

基本方針		中津川は、周囲に歴史的な風情を感じさせるまちや橋があり、市民活動などにより河川敷を活用維持されていて、その河川空間の特徴を活かし、河川規模の尺度に沿った河川敷や橋など周辺との一体性や、川通しの山並み眺望を確保することにより、ヒューマンスケール（人的尺度）に調和した身近な自然空間として、親しみを持って接することが出来る河川としての景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	- 建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとする。 - 建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。 - 河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。 - 建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。
	高さ	共通 - 河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。 - 建築物等の高さについては、各橋上からの愛宕山や南昌山等、周囲の山並み眺望への影響を踏まえて計画すること。
		米内川合流点から東大橋までのゾーン - 中津川左岸から見える愛宕山の眺望を尊重すること。 - 中津川右岸道路を視点場とし、妙泉寺山の眺望を確保すること。＊１ - 建築物等の高さが 20m（６階程度）を超える場合には、その部分についてなるべくスリムな形状とするよう留意すること。＊２ - 中津川左岸の道路を視点場として愛宕山方面を望む範囲において、対岸に建築物等を建築する場合は、隣棟間隔を開ける等して愛宕山の稜線が見えるように配慮すること。 ＊１ 右岸道路とは、浅岸橋をはさんで、上流は盛岡市取水ポンプ場付近、下流は山岸小学校付近までの約 800m の区間とする。妙泉寺山（209.4m）の眺望は、少なくとも山頂付近（200m ライン）を対象とする。 ＊２ スリムとは、視点場と山頂を結ぶ線に直行する壁面等の見え掛かりの面積をなるべく狭くすることをいう。
		東大橋から３河川合流点までのゾーン - 上の橋、与の字橋、中の橋、下の橋の橋詰めに面する場所では、橋のたもととしての空間的なゆとりを形成し、特に建築物低層部では極力開放的な形態意匠とすること。 - 中津川左岸道路を視点場とし、愛宕山方面を望むときに、対岸に見える建築物等は、棟間の間隔を開ける等して、愛宕山の稜線が見えるようにすること。 - 与の字橋右岸端を視点場として、愛宕山（山頂 196m）の標高 174m ライン以上の眺望を確保すること。
形態・意匠		共通 - 河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観形成に配慮すること。 - 建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。 - 橋のたもとに面する建築物については、前面に空地を設け、１，２階を低層とし、かつ閉鎖的とならない形態意匠とする等、橋のたもとに対して圧迫感を与えないよう配慮すること。

指 針	形態・意匠	東大橋から3河川合流点までのゾーン ・河川に面する建築物の1, 2階部分をやわらかい形態意匠とし、水辺の景観に調和するよう配慮すること。
	色彩	・色彩は、水辺の景観にふさわしいものとする。 ・屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。
	素材	・屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。
	緑化	共通 ・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一体として構成するよう配慮すること。 ・河川と建築物等の間には、樹木を配する等、やわらかく連続するように配慮すること。
		米内川合流点から東大橋までのゾーン ・河川や河川沿いの道路に面する建築物の敷地では、川側前面に十分な植栽を行う等、河川景観の向上に配慮すること。
		東大橋から3河川合流点までのゾーン ・河川や河川沿いの道路に面する建築物の敷地では、川側前面に憩える小空間の確保や十分な植栽を行う等、河川景観の向上に配慮すること。
勸 告 基 準	建築設備	・河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
	高さ	・河川の対岸から見た時の圧迫感を軽減するため、建築物等の各部分の高さは、河川の対岸の標高に河川の対岸から建築物等の各部分までの水平距離に仰角20度 ($\tan 20^\circ = 0.3639$) を乗じた数値及び1.5m (人の視線の平均的高さ) を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
	色彩	・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。
備 考	建築設備	・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	